

振り込め詐欺や悪質な電話勧誘から高齢者を守る

詐欺被害等防止機能付き 電話機の購入を補助します!!

高齢者の消費者トラブルの特徴の1つとして、電話勧誘から始まるものが多いことが挙げられます。そこで被害の未然防止を目的に、予防・抑止効果が期待できる、詐欺被害等防止機能がついた電話機の購入設置に対し補助を行います。

対象者

市内に住民登録し住んでいる人で、世帯全員が65歳以上の世帯の人

対象電話機

次の2つの要件に全て該当する新品の電話機

- ①電話の着信時に、電話の相手方に警告メッセージを発する機能があること
- ②通話内容を自動的に録音する機能があること

補助額

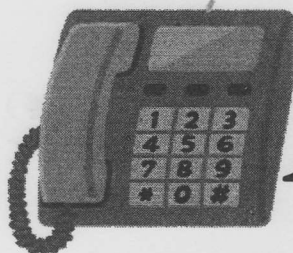
購入費の1/2（上限5,000円）100円未満切捨て
電話機の設置費用、付属品の追加購入費用は除きます。

申請方法

まず消費生活センターへ電話し、募集状況を確認します。
仮申請を行った後、電話機を購入し、申請書を提出します。（裏面参照）

注意事項

- ※ 平成30年10月1日から平成31年3月31日までに購入・申請したものに限りします。
- ※ 先着順となります。購入する前に必ず募集状況を確認してください。
- ※ 詳細は、平成30年度前橋市詐欺被害等防止機能付き電話機購入補助金交付要項をご覧ください。



【問合せ先】

前橋市消費生活センター

電話 027-230-1755



詐欺被害等防止機能電話とは？

着信時に、電話の相手方に警告メッセージが流れます!!
また、通話内容が自動的に録音されます!!

犯人グループは「声」や「通話内容」など、証拠を残すことを嫌います。「この電話は迷惑電話防止のため録音されます。」「恐れ入りますが、通話を録音します。」など、警告メッセージが流れ通話内容が録音されることを知ると、犯人は証拠を残す接触を嫌がります。

この電話は、振り込め詐欺などの
被害防止のため会話内容が
自動録音されます。

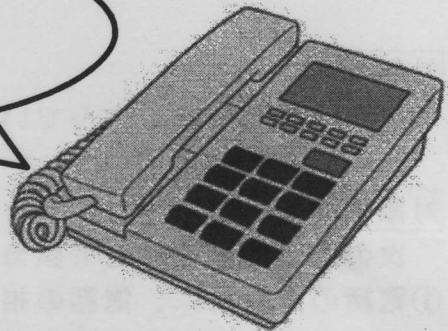
対象機能の一例

パナソニック「迷惑防止」

シャープ「自動通話録音」

パイオニア「着信時自動録音通知」

「おまかせガード」*NTTナンバー・ディスプレイ加入が必要



申請の流れ

- 1 消費生活センターへ電話します。
先着順となるため募集状況などを確認し、仮申請をします。
(消費生活センターから申請書を送付します。)
- 2 販売店で対象となる電話機を購入し、下記の書類をもらいます。
 - ①領収書(申請者名、購入品目の名称等が記載されていること)
 - ②保証書
 - ③購入電話機の機能がわかる説明書またはパンフレット
- 3 申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて消費生活センターへ持参・申請します。
 - ①領収書
 - ②保証書
 - ③購入電話機の機能がわかる説明書またはパンフレット
 - ④電話機を設置した様子がわかる写真
 - ⑤申請者名義の通帳(振込先となる口座情報)
 - ⑥印鑑
 - ⑦本人及び生年月日が確認できるもの(免許証、マイナンバーカード等)※仮申請の日から2週間以内かつ平成31年3月31日までに申請してください。
- 4 補助金交付決定後、補助金が振り込まれます。